司法書士

初級知識を最大限に活かす! 2年目合格必勝法

上三 東京リーガルマインド



SU24289

初級知識を最大限に活かす! 2年目合格必勝法

担当 LEC 専任講師 赤松直哉

1 本試験の出題形式等

(1) 出題形式

(午前択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合せ	3 1	3 5	3 4	3 4	3 3
単純正誤	4	0	1	1	2
個数算定	0	0	0	0	0

(午後択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合せ	3 5	3 3	3 4	3 5	3 5
単純正誤	0	2	1	0	0
個数算定	0	0	0	0	0

(2) 正解率

<u>Aランクは、ほぼ取っていく必要がある</u> 最終的には、この部分をどれだけ取れるかが勝負の分かれ目

■ 平均的正答率(大雑把な目安です)

100%~60%	Aランク問題	例年	24問前後/35問	
59%~40%	Bランク問題	例年	8間前後/35間	
39%~0%	Cランク問題	例年	3間前後/35間	

2 これまでの学習経験を生かそう!

(1) 1年目と2年目の違い(その1) 真の実力が付くのはこれからだ!

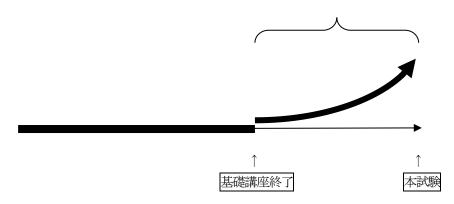
1年目

初めての知識が次から次へと出てくるので、目の前のことについていくのが精一杯

本格的に復習に専念できるのは基礎講座が終了してから

実はこの時期がもっとも「力が伸びる時期」

(1年目で合格する人は、この時期をうまく過ごした人)



2年目

出てくる知識は一度やったことがある知識

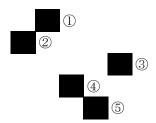
1年目よりも、はるかに余裕をもって勉強に入っていくことができる

また、**2年目は上図の「力が伸びる時期」に初めから突入できる**ので、 飛躍的な効果が期待できる

(2) 1年目と2年目の違い(その2) 2年目はパズルを組み立てる時だ!

1年目

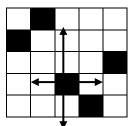
初級講座を終えた段階 = 知識が断片的



例えるならば、1年目はジグソーパズルのピースを手に入れた段階

2年目

2年目 = 知識が横断的なものに作り上げられていく



パズルを組み立てて、絵を完成させていく

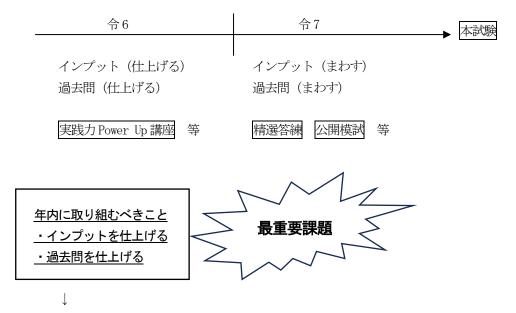
<u>2年目はピースを組み合わて、パズルを完成させるとき!</u> 1年目と同じようにピースの収集段階で終わってしまってはダメ!

3 2年目を充実させるためには

- (1) 目標を数値設定すること
 - ① 今日はがんばるぞ! →
 - ② 今日はテキストを30ページ読むぞ! → ○

①のような抽象的な目標の立て方だと、それが達成できているかどうかわからない ②のように数値で目標を立てれば、それが達成できたかどうかを判断できる

(2) 本試験までを見渡し、学習のバランスをよく考えること



<u>年明けは「年内」に仕上げたものをスピーディーに繰り返し復習する時期</u> 「年内」にその土台を作り上げておくことが必要

(3) スケジュール立て

- ① とにかく「主要4科目」の「インプット」を、年内に完成させる (※「マイナー科目」のインプットは年明けでも間に合う)
 - (例) 8月から勉強を再開する場合、年内は約30日×5か月=「150日」 主要4科目のテキストを日数で日割計算

1日あたりのページ数<u>(多めの設定がお勧め)</u>を決めて、スケジュールどおり進める

土日等を予備日として空けておくこと(独学の場合) あるいは、各月の4週目を予備週として空けておく

- ② とにかく「主要4科目」の「過去問」を、年内に一通りマスターしておく
 - (例) 勉強時間が比較的取れる人 → 過去20年間分程度(会社法は平成18年以降) 勉強時間があまり取れない人 → 過去10年間分

1日あたりのページ数<u>(多めの設定がお勧め)</u>を決めて、スケジュールどおり進める

土日等を予備日として空けておく(独学の場合) あるいは、各月の4週目を予備週として空けておく

③ わからない論点

- → ①②とも、わからない論点で考え込み過ぎず、付箋を付ける等して、スケジュール どおりにどんどん学習を進めていくこと
- ④ 年明けは「過去問」を最大6回転・最小3回転を目標にがんばる
 - → 時間が取れる方は、並行してインプットも!
 - → 時間が取れない方は、過去問(アウトプット)中心がお勧め!
 - (→ わからなかった時にインプット教材に戻る方法)

4 過去問活用法

→ 問題文の**キーワードに下線を引く**方法がおすすめ!

(例) 27-5-7

A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。

A---→B→C

D

- → 適宜、問題近辺に図を書き込んでおくのもよい
- → 以上のような書き込みがされていると2回目以降に回すときに、普通の問題として 使えないのではないか? という疑問もあるかもしれませんが、それでいいのです! 過去問の2回目以降は「解く」のではなく、「論点を確認する!」のです!
- → 過去問学習を通じて、次の2点を学ぶことが重要!
 - ① 各肢の「キーワード」(又はポイント) はどこか?
 - ② 各肢で問われている「論点」(又は趣旨) は何か?

5 知識の正確性

(Aパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア () … ?

✓ × ··· ?

ウ × … 99%の自信で×

エ ○ … 99%の自信で○

オ 〇 … ?

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

(Bパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … 50%位の自信で×だと思う

イ × … 60%位の自信で○だと思う

ウ × … 50%位の自信で×だと思う

エ ○ … 60%位の自信で○だと思う

オ ○ … 50%位の自信で○だと思う

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

- A → 勉強の範囲は絞りこんでいるが、自分が勉強したことは確実に覚えている
- B → いろいろなことを勉強はしているものの、その反面うろ覚えになっている また、重要度の高い論点と低い論点がごちゃ混ぜになっていて、メリハリが付いていない

問題を解くのに大切なことは「知識の広さ」ではなく「知識の正確性」!

A 知識が正確

- → 軸足となる肢を迅速かつ的確に判断でき、2つ3つの肢で解答できる。 特に、「午後科目」で求められる対応である。
- B 知識が不正確
 - → 上記のような解き方・対応が出来ない。

6 「実践力 Power Up 講座」の特徴

(1) メインテキスト

- → 明確なランク分け
 - ・Aランク論点 → マーキング
 - ・Bランク論点 → ○印
 - ・Cランク論点 → カットの斜線

(2) 過去問レジュメ

→ メインテキストにリンクした肢別過去問(後掲サンプルを参照)

実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト サンプル

第2節 株主総会以外の機関の設置

一 必須機関(取締役)

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない(会326 I)。

二 任意機関(取締役会等)

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる(会<math>326 II)。

ワンポイント解説

機関の設置が会社法 327 条・328 条により強制されるものであっても、当該機関を設置する旨の定款の定めをしなければ、当該機関を設置することはできず、その選任をすることもできない(会 326 II)。

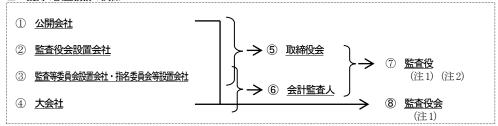
逆に取締役会設置が強制されている株式会社は、定款に定めがなくても、取締役会設置会社に は該当する。

三 取締役会の設置義務等

株主総会と取締役以外の機関は原則として任意機関であるが、一定の場合に一定の機関の設置が義務づけられる場合がある(会327・328)。

また、取締役会設置会社においては、取締役の員数は3人以上であることを要する(会331V)。この制限を守る限り、定款をもってその最高・最低員数を定めてもよい。

■ 機関の設置義務の関係



- (注1) <u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>には、<u>監査役(会)を置くことはできない</u>(会 327IV)。
- (注2) 取締役会設置会社であっても、<u>非公開会社である会計参与設置会社</u>については、監査役を置く必要はない (会 327Ⅱ但書)。

■ 株式会社の機関設計

	+86日々	/ 方機用! - ヘルプ-10型羊孜よ5&ナーナフ-担人
	機関名	任意機関について設置義務が発生する場合
必須	株主総会	
機関	取締役	
		① <u>公開会社</u>
	取締役会	② <u>監査役会設置会社</u>
	以亦作汉云	③ <u>監査等委員会設置会社</u>
		④ <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 I)
		① 取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設
	監査役	<u>置会社を除く。)</u> (会 327Ⅱ本文) (注 2)
	(注1)	② 会計監査人設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等
		<u>設置会社を除く。)</u> (会 327Ⅲ)
任意	監査役会	① 公開会社である大会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会
機関	(注1)	<u>等設置会社を除く。)</u> (会 328 I) [28-30- I]
	会計	① <u>監査等委員会設置会社</u> (会 327V)
	- 1111	② <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 V) [28-30-4]
	監査人	③ <u>大会社</u> (会 328 I II)
	会計参与	
	監査等委員会	
	指名委員会等	
	(注3)	

- (注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない(会327IV)。
- (注2) 取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)であっても、<u>非</u> 公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない(会327Ⅱ但書)。
- (注3) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない(会327VI)。

■関連知識■

- □ 事業年度末日において大会社に該当するか否かを判断し、当該事業年度に係る定時株 主総会において、大会社になる。 [28-30-7]
 - □ 非公開会社で大会社は取締役会を置かなくてもよい。[28-30-7]

実践力 PowerUp 講座 過去問レジュメ サンプル

【株式会	\ 1 1 ~		
1 ## # # 2	ニスナノハ	ᄍᆁ	<u>~=+</u> 1

A□ 株式会社には、取締役を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-1]

そのとおり

A□ 会社法上の公開会社には、取締役会を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-2]

そのとおり

A□ 取締役会を置いた場合には、監査役、監査等委員会又は指名委員会等のいずれかを必ず置かなければならない。× [司 19-41-3]

取締役会を置いても、監査等委員会又は指名委員会等を置くことを要しないまた、取締役会を置いても、非公開会社である会計参与設置会社であれば、監査役を置くことを要しない

A□ 取締役会を置かない場合には、監査役会及び監査等委員会又は指名委員会等のいずれも置くことができない。○ [司 19-41-4]

そのとおり

A□ 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して

監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。○ [司 22-41-7]

そのとおり

A□ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。× [司 21-44-x]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して

会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会を置かなければならない。× [司 22-41-4]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければならない。× [28-30-x]

ひつかけ その会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合は、監査役会を置くことができない

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、監査役会を置くことを要しないが、定款の定めによって、 監査役会を置くことができる。○ [司 21-44-7]

そのとおり

A□ 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。○ [司 22-41-1]

そのとおり

公開会社でない → 取締役会の設置義務なし

A□ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。× [28-30-4] 指名委員会等設置会社 → 会計監査人の設置義務あり
A□ 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-5] 大会社 → 会計監査人の設置義務あり
□ 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して 会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。○ [司 22-41-ウ] 大会社 → 会計監査人の設置義務あり
□ 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して 監査等委員会又は指名委員会等設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。× [司 22-41-オ] 大会社であることも要しないし、公開会社であることも要しない
A□ 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が 5 億円以上となった場合には、当該株式会社は、資本金の額が 5 億円以上となった時から大会社となる。× [28-30-7] 資本金の額が 5 億円以上計上された貸借対照表が定時株主総会で承認された時から大会社となる
A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。× [28-30-ウ]

実践力 PowerUp 講座 確認テスト サンプル

確認テスト

【令和〇年〇月〇日実施】

以下の問いに「O」か「×」で解答せよ。

- 01 会社法上の公開会社でない 取締役会設置会社が募集株式を発行する場合には、 株主に株式の割当て を受ける権利を与えるときであって、かつ、 定款に決定機関を取締役会とする定めがあるときを除き、 株主総会の特別決議を要する。 [司 19-39-7]
- 02 会社法上の公開会社における募集株式の発行に関して

会社が譲渡制限株式である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、その決定は、取締役会の決議によらなければならない。 [25-28-ウ]

(中略)

07 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社における株主総会の招集に関して

取締役は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合においては、株主総会の招集の通知(電磁的方法による通知を除く。)に際して、株主に対し、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない(なお、電子提供措置については考慮しない)。 [25-30-エ]

08 株式会社(清算株式会社を除く。)の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。 [司 22-41-1]

- 09 累積投票によって選任された取締役の解任及び監査役の解任を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも特別決議によって行う。 [19-31-4]
- 10 監査役会設置会社である甲株式会社(以下「甲社」という。)に関して

甲社の取締役は、監査役の解任を株主総会の目的とする場合には、監査役会の同意を得なければならない。 [21-29-4]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

氏名	得点	

実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト 記述コーナー サンプル

記述コーナー

【設例7】 ⇒ Link 第14講

- 1 甲土地の所有者はAであったが、令和5年4月1日、Aは死亡し、相続人はBである。
- 2 令和6年4月1日、Bは死亡し、相続人はCD(相続分は均一)である。
- 3 所有権移転の登記の申請書を記載しなさい。

【添付情報一覧】ア登記原因証明情報 イ登記識別情報 ウ印鑑証明書 エ住所証明情報

問 申請書

登記	己の目的	
申請	登記原因 及びその日付	
事項等	上記以外の 申請事項等	C D
添作	情報	
登鉤	免許税	

赤松式「記述10分朝トレ」100題 テキスト サンプル

重要論点 第14講 所有権移転 数次相続

【甲土地の登記記録】

表題部	(土地の表示)	調整 余 自		不動産番号	(省略)
所 在	(省略)			余 白	
① 地 番	② 地 目	② 地 目 ③ 地 積 m²		原因及びその日付〔登記の日付	
1番	宅地	100	00	(省略)	

権利	部(甲区)	(所有権に関する事項)	
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	(省略)	(省略)	(省略)
2	所有権移転	昭和54年3月3日	原因 昭和54年3月3日売買
		第300号	所有者 【住所省略】 A

【事実関係】

- 1 Aは、平成25年2月1日死亡した。 B及びCはAの子である。
- 2 Bは、平成26年7月1日死亡した。 D及びEはBの子である。
- 3 令和6年7月1日、CDE間で、甲土地はEが相続する旨の協議が成立した。

【添付情報一覧】

- ア Αの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- イ Bの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- ウ CDE間の遺産分割協議書(印鑑証明書付き)
- エ 住民票の写し(何某のもの)

答 申請書

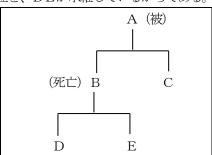
登記	巴の目的	所有権移転
申	登記原因	平成25年2月1日B相続
請	及びその目付	平成26年7月1日相続 論点1
事	上記以外の	相続人(被相続人A)
項	申請事項等	E 論点 2
等		
添作	情報	ア、イ、ウ、エ (Eのもの)
登鉤	兔許税額	金4万円 (1000万円×4/1000)

論点1

□ 順次相続が生じた場合に、中間の相続登記を省略する所有権移転登記は、<u>中間者となる者の相続が単独相続の場合にのみ認められる</u>(昭 30. 12. 16 民甲 2670 号)。

論点2

□ Aが死亡した後にBが死亡した場合、DEC間で遺産分割協議をすることができる(昭 29.5.22 民A1037 号)。Bの遺産分割のできる地位を、DEが承継しているからである。



- ① C単独所有とする協議が成立したときは、直接C名義に登記申請できる。
- ② D単独所有とする協議が成立したときも、**直接D名義に登記申請できる**。
- ③ CD共有とする協議が成立したときは、<u>直接CD名義に登記申請できない</u>(昭 36.3.23 民A691 号)。

《理由》

- ① BC間でC単独所有とする旨の遺産分割が成立したと考えることができる。
- ② BC間でB単独所有とする旨の第1次遺産分割が成立し、次いで、DE間でD単独所有とする旨の第2次遺産分割が成立したと考えることができる(よって、数次相続で中間の相続が単独相続の場合に該当するため)。
- ③ 第1次の相続でBCの共有となり、次いで、第2次の相続について、DE間でBの持分はDが取得する旨の遺産分割が成立したと考えることができる(よって、数次相続で中間の相続が単独相続の場合に該当しないため)。

実践力 PowerUp 講座 「記述編」テキスト サンプル

不動産登記法 第1問 問題

別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)及び別紙2の登記がされている不動産(以下「乙土地」という。)について、次の【事実関係】に記載された事実に基づき、司法書士法務太郎が依頼を受けて申請した登記の手続について、後記の問1から問5までに答えなさい。

なお、【事実関係】に記載された事実に基づいて登記の申請をすることができないものがある場合には、司法書士法務太郎は関係当事者にその旨を説明した上で、登記の申請をすることができる事実関係に限って、登記の申請を行った。

【事実関係】

- 1 甲山一子は、甲土地の所有者であったが、令和5年2月2日に死亡した。
- 2 亡甲山一子の夫であった甲山一夫は平成25年3月21日に死亡し、亡甲山一子の養子であった甲山二郎は令和5年3月4日に死亡した。
- 3 亡甲山一子、亡甲山一夫及び亡甲山二郎の各親族関係は別紙3のとおりである。
- 4 亡甲山一子を被相続人とする法定相続情報一覧図の写しは別紙4のとおりである。
- 5 亡甲山一子は、平成6年5月5日に住所を福岡市中央区舞亀一丁目2番3号から福岡市 中央区五本松一丁目2番3号に移転している。
- 6 亡甲山一子は、別紙5のとおりの自筆証書遺言を残していた。遺言執行者に指定されている民事一郎はその就職を承諾している。別紙5の自筆証書遺言は法令の定めに従い適式に作成されており、検認の手続も経られている。
- 7 令和5年3月20日、司法書士法務太郎は、上記1から6までの事実を聴取し、同日、当該聴取に係る関係当事者全員からこれらの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、当該依頼に係る登記の申請を行った。
- 8 甲土地に隣接する乙土地には通路が開設されており、乙土地の乙区1番で甲土地を要役地とする通行地役権の設定の登記がされている。これは、甲土地の所有者が公道に出るために設定されたものである。
- 9 甲土地には、現在建物は建っておらず、また、現在誰も住んでいない。今後も利用する 予定がなかったことから、甲土地の所有者は、株式会社ムーンに対して、令和5年3月31 日、上記の通行地役権を放棄する旨の意思表示をした。これに伴い、上記の通行地役権の 抹消の登記手続を行うこととなった。
- 10 令和5年4月中頃、株式会社五本松321(本店 福岡市中央区五本松三丁目2番1号) は、甲土地の所有者に対して、新店舗用地として、甲土地を買い取りたいという申出をした。

商業登記法 第1問 解答·解説

1 取締役会設置会社の定めの設定

(1) 取締役会設置会社の定めの設定

イ 決議内容

→ 令和4年12月28日開催の臨時株主総会において、令和5年1月1日を効力発生日と して、取締役会設置会社の定めを設定する旨の決議をしている。

口 決議要件

→ 議決権を行使できる株主全員が出席し、出席株主全員が賛成しているので、OK。

(2) 代表取締役の選定

イ 決議内容

→ 令和5年1月1日開催の取締役会において、次の者を選定している。 名古屋市中区四の丸四丁目4番4号 代表取締役 A

口 決議要件

→ 取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役全員が賛成しているので、OK。

ハ 印鑑証明書

- ① 代表取締役の選定書に関する印鑑証明書
 - → 議事録には変更前の代表取締役の届出印が押印されているので、不要。
- ② 代表取締役の就任承諾書に関する印鑑証明書
 - → Aは**新任なので、必要**。

(3) 代表取締役の退任

- → 取締役会設置会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定しなければならない。
- → <u>取締役会の決議により、代表取締役に選定されなかったBは退任することになる</u>。 なお、Bが代表取締役の地位を失うのは、取締役会の決議により代表取締役に選定されたAが就任承諾をすることにより代表取締役に就任した時点とされている。

実践力 Power Up 講座 学習スケジュール 7月スケジュール案【択一】 通学

日	月	火	水	木	金	土
2 1	22	23	2 4	25	26	27
						民法 1 (新宿)
28	29	30	3 1	8/1	8/2	8/3
		民法 1 (梅田)				

【択一メインテキスト 一 昨年テキストのページ数をベースにした1コマあたりの進度】

民法 約50ページ、 不登 約55ページ、 会社 約55ページ、 商登 約60ページ 民訴他 約55ページ、 供託他 約55ページ、 憲法 約60ページ、 刑法 約70ページ 時間が取れる方、時間が取れない方 \rightarrow 講義で進んだ範囲のAランク Bランク論点復習

【過去問レジュメ】

時間が取れる方 → 講義で進んだ範囲の全肢目標

時間が取れない方 → 主要4科目 (例) A肢に絞る

マイナー科目 (例) 平成 20 年以降 (憲法は平成 15 年以降) の肢に絞る

【スケジュール例】

土曜日の講義の復習 → 日曜日

火曜日の講義の復習 → 水曜日

月・木・金曜日 → 予備日

日	月	火	水	木	金	土
7/28	7/29	7/30	7/31	1	2	3
						民法2
						民法3
4	5	6	7	8	9	10
		民法4				民法5
						民法6
11	12	13	1 4	15	16	17
		民法7				民法8
						民法9
18	19	20	2 1	22	23	2 4
		民法10				民法 1 1
						民法12
25	2 6	27	28	29	3 0	3 1
		民法13				民法 1 4
						民法 15

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		民法 1 6				民法 1 7
						民法 18
8	9	10	11	12	13	1 4
		民法19				民法20
						不登 1
15	16	17	18	19	20	2 1
		不登2				不登3
						不登4
2 2	23	2 4	2 5	26	27	28
		不登5				不登6
						不登7
29	30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
		不登8				不登9
						不登10

日	月	火	水	木	金	土
9/29	9/30	1	2	3	4	5
		不登8				不登9
						不登10
6	7	8	9	10	11	12
		不登11				不登12
						不登13
13	1 4	15	16	17	18	19
		不登14				不登15
						不登16
20	2 1	22	23	2 4	2 5	26
		会社 1				会社2
						会社3
27	28	29	30	3 1	11/1	11/2
		会社4				会社5
						会社6

日	月	火	水	木	金	土
10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1	2
						会社5
						会社6
3	4	5	6	7	8	9
		会社7				会社8
						会社9
10	11	12	1 3	1 4	15	16
		会社10				会社11
						商登 1
17	18	19	20	2 1	22	23
		商登2				商登3
						商登4
2 4	2 5	26	27	28	29	3 0
		商登5				商登6
						商登7

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		商登8				商登9 商登10
8	9	10	1 1	12	13	14
		民訴他 1				民訴他2 民訴他3
15	16	17	18	19	20	2 1
		民訴他4				民訴他5
22	23	2 4	25	26	27	28
		民訴他7				民訴他8 民訴他9
29	30	3 1	1/1	1/2	1/3	1/4

日	月	火	水	木	金	土
12/29	12/30	12/31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
		供託他1				供託他2 供託他3
12	13	1 4	15	16	17	18
		憲法 1				憲法2 憲法3
19	20	2 1	22	23	2 4	25
		憲法4				刑法 1 刑法 2
26	27	28	29	30	3 1	2/1
		刑法3				刑法4

日	月	火	水	木	金	土
7/28	7/29	7/30	7/31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
						民法 1
11	12	13	1 4	15	16	17
						民法2
						民法3
18	1 9	20	2 1	22	23	2 4
				民法4		
25	26	27	28	29	30	3 1
		民法5		民法7		民法8
		民法6				民法9

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		民法 10				民法 1 1
						民法12
8	9	10	11	12	13	1 4
		民法13				民法 1 4
						民法15
15	16	17	18	19	20	2 1
		民法 16				民法17
						民法 18
22	23	2 4	2 5	26	27	28
		民法19				民法20
						不登 1
29	30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
		不登2				不登3
						不登4

日	月	火	水	木	金	±
9/29	9/30	1	2	3	4	5
		不登2				不登3
						不登4
6	7	8	9	10	11	12
		不登5				不登6
						不登7
13	1 4	15	16	17	18	19
		不登8				不登9
						不登10
20	2 1	22	23	2 4	2 5	26
		不登11				不登12
						不登13
27	28	29	30	3 1	11/1	11/2
		不登14				不登15
						不登16

日	月	火	水	木	金	土
10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1	2
						不登15
						不登16
3	4	5	6	7	8	9
		会社 1				会社2
						会社3
10	11	12	13	1 4	15	16
		会社4				会社5
						会社6
17	18	19	20	2 1	22	23
		会社7				会社8
						会社9
2 4	2 5	26	27	28	29	30
		会社10				会社11
						商登 1

日	月	火	水	木	金	±
1	2	3	4	5	6	7
		商登2				商登3
						商登4
8	9	10	11	12	13	1 4
		商登5				商登6
						商登7
15	16	17	18	19	20	2 1
		商登8				商登9
						商登10
2 2	23	2 4	2 5	26	2 7	28
		民訴他1				民訴他2
						民訴他3
29	30	3 1	1/1	1/2	1/3	1/4

日	月	火	水	木	金	±
12/29	12/30	12/31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
		民訴他4				民訴他5 民訴他6
12	13	1 4	15	16	17	18
		民訴他7				民訴他8 民訴他9
19	20	2 1	2 2	23	2 4	25
		供託他1				供託他2
26	27	28	2 9	30	3 1	2/1
		憲法 1				憲法2

日	月	火	水	木	金	±
1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	1
						憲法2
						憲法3
2	3	4	5	6	7	8
		憲法4				刑法 1
						刑法2
9	10	11	12	13	1 4	15
		刑法3				刑法4
16	17	18	19	20	2 1	22
23	2 4	25	26	27	28	

上 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

SU24289